

地方裁判所死刑判決数（1952年－2021年）の 地理的偏在性に関する研究序説

荻 野 太 司

はじめに

- 1 司法統計年報における各地方裁判所の死刑判決数と無期刑判決数（1952年－2021年）
 - （1）各地方裁判所の死刑判決数と空き年数
 - （2）各地方裁判所の無期刑判決数と空き年数
 - （3）死刑判決数と無期刑判決数の関係
 - （4）小括
- 2 各地方裁判所の死刑判決数に影響する要因
 - （1）各都道府県の人口と死刑判決数
 - （2）各都道府県の殺人罪起訴人員数と死刑判決数
 - （3）各都道府県の殺人罪起訴人員数と死刑判決数
 - （4）各都道府県の税収と死刑判決数
- 3 考察
 - （1）地方裁判所死刑判決数と死刑に対する意識（2019年 内閣府世論調査）
 - （2）地方裁判所の死刑判決数の偏在性とコストについて
むすびにかえて

はじめに

1947年に裁判所法が施行されて約70年の間、死刑判決を下したことのない地方裁判所はあるのだろうか。日本は死刑存置国である。しかし都道府県単位でみたときに、死刑判決の多い県と少ない県はあるのだろうか。

周知のように、日本国憲法第76条は、裁判官は「その良心に従ひ独立し

てその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」と規定している。とりわけ死刑事件のような極刑を科す裁判において、裁判官は公平性に最も留意するであろうし、日本国内において、同一の法典を用いて法の適用を行っている以上、各地方裁判所において、死刑判決の多寡や、死刑判決の出やすさに、大きな差が出るとは考えにくい。

かりに、死刑判決を下したことがない地方裁判所あるとして、その一方で、数多くの死刑判決を下している地方裁判所があるとする。その違いは何に起因するのだろうか。刑事訴訟法第2条1項は、「裁判所の土地管轄は、犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による」としている。それゆえ単純には、その管轄する区域内において、人口が増えれば増えるほど、死刑となるような犯罪の認知件数も多くなると考えられるし、さらにその結果、その有罪判決数も増え、死刑判決数も増加するであろうということは単純に想像しうる。

本稿の射程は、死刑の存廃について規範的または理念的観点からその是非を論じるものではない。上記の問題意識のもと、死刑に関して事実に基づいた検討を行うものである¹。そのために、まず司法統計年報から、各

1 同様の視点を有すると思われる研究として、たとえば石塚伸一「犯罪研究動向 死刑をめぐる内外の動き—事実に基づく死刑政策」犯罪社会学研究31巻(2006年)、同「日本における死刑をめぐる現在の状況と議論」龍谷法学47巻4号(2015年)、浜井浩一『実証的刑事政策論』(岩波書店、2011)がある。また死刑に関する事実学による研究には、松村良之、竹内一雅「死刑は犯罪を抑止するのか——アーリックの分析の日本への適用の試み」ジュリスト959号(1990年)、秋葉弘哉『犯罪の経済学』(多賀出版、1993年)、岩井宜子、渡邊一弘「死刑の適用基準——永山判決以降の数量化基準」現代刑事法4巻3号(2002年)、渡邊一弘、岩井宜子「近年の死刑判決の量刑基準——数量化による検討」犯罪学雑誌72巻6号(2006年)、村松幹二、デイビッド・T・ジョンソン、矢野浩一「日本における死刑と厳罰化の犯罪抑止効果の実証分析」『シリーズ刑事司法を考える 第6巻 犯罪をどう防ぐか』(岩波書店、2017年)、森大輔「日本の死刑の抑止効果：3つの先行研究の計量分析の再検討」熊本法学148巻(2020年) 渡邊一弘「エビデンスに基づく死刑制度論の模索」大谷實他著『死刑制度のいま』(判例時報社、2022年)などがある。

地方裁判所の死刑判決数の偏在性について明らかにする²。次いで、その死刑判決数の偏在性について、その区域内の人口比、殺人（罪）の検挙人員数、起訴人員数、さらに税収を説明変数として検討を行う。そしてその検討結果から、刑罰のコスト負担の地域差について言及することとする。

すくなくとも、国家が刑罰権を有している以上、日本国内においては、「平等」な法の適用がなされなければならない。しかしそれは同時に、刑罰のコストが国民に「平等」に割り振られることを意味するのであろうか。死刑は、他の刑罰に比べて、高コストの刑罰であると言われることがある³。果たして死刑判決数が少ない地域の人々が、多くの死刑判決を生んでいる地域のコストを負担することは、正当化できるのであろうか。

1 司法統計年報における各地方裁判所の死刑判決数と無期刑判決数（1952年－2021年）

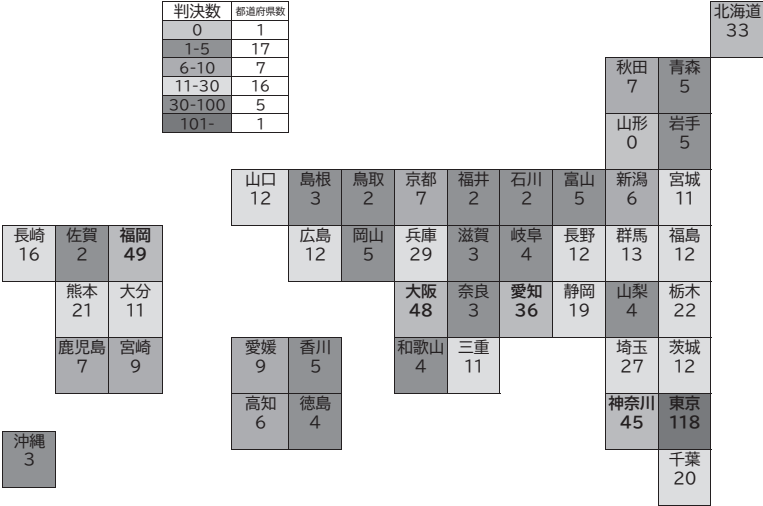
（1）各地方裁判所の死刑判決数と空き年数

司法統計年報が1952年に発刊されて以来、2021年までの70年間の間に、地方裁判所は701件の死刑判決を下している。本稿は、その701件の死刑判決を、司法統計年報の刑事編「通常第一審事件の終局総人員―受理区分及び終局区分別―地方裁判所管内全地方裁判所別」を基に、都道府県の地方

2 管見の限り日本において、この点について唯一言及している論考として、岩井宜子『刑事政策 第7版』（尚学社、2018年）142頁がある。岩井は、アメリカの研究（コロンビア大学のグリーンバーグ）を紹介し「多くの死刑判決は、死刑に相応しいか否かよりは、手続法上の問題で破棄されているし、確定者の中でも執行されるのはわずかにすぎず、たまたま審理がスムーズに進んだという理由で死におもむいている。死刑は地理的に偏在し、人種的にも偏っている。こういうシステムでは、死刑の正当化根拠とされる威嚇と応報に全く失敗しているといえるといえるので残虐で異常な刑罰に当たると主張しているのである」と述べている。

3 「アムネスティインターナショナル 死刑廃止 - 死刑に関するQ&A」https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/death_penalty/qa.html#Q6

図1 地方裁判所死刑判決数（1952-2021）

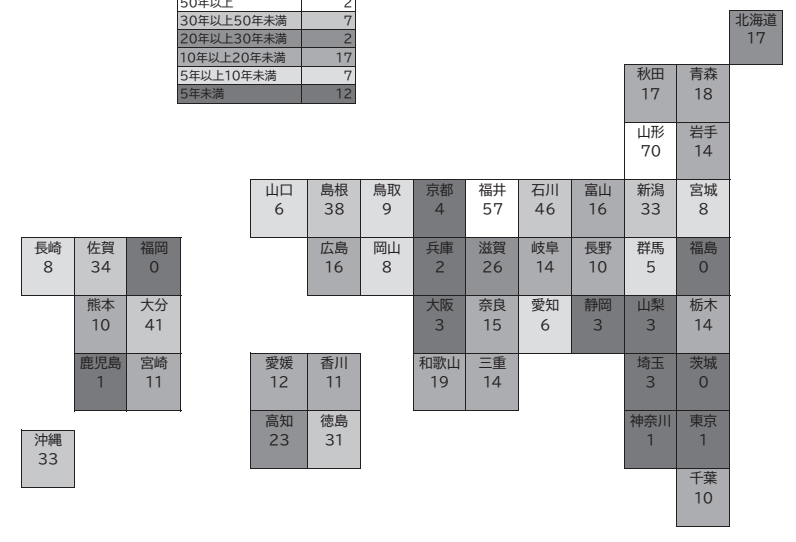


裁判所単位で集計し図式化した⁴。それが図1「地方裁判所死刑判決数（1952-2021）」である。

図1からも明らかなように、やはり人口の多い大都市部において判決数が多いことがわかる。なかでも群を抜いて判決数が多いのは、東京都であり地方裁判所全死刑判決数の約16.8%を占めていることがわかる。死刑判決の多い上位7県（東京都、福岡県、大阪府、神奈川県、愛知県、北海道、兵庫）の判決数の合計は361となる。つまり約15%の都道府県が、総死刑判決数の約51.5%を占めていることになる。逆に、70年間に一度も死刑判決を下していないのは山形地方裁判所である。人口比に基づく分析は次章において行う。

4 沖縄県は1973年から2021年までの判決数である。また本稿はあくまで都道府県単位での分析に主眼を置くため、北海道は、札幌地方裁判所12件、函館地方裁判所4件、旭川地方裁判所6件、釧路地方裁判所11件の判決数を合算した33件としている。

空き年数	都道府県数
------	-------



では次に、死刑判決の頻度、つまり最後の死刑判決からどれくらいの年数が空いているのかをみることにしよう。地方裁判所の死刑判決の空き年数を図式化したものが、図2の「地方裁判所死刑判決空き年数（1952-2021）」である。やはり一見して、死刑判決数の多寡に応じて、死刑判決数が多い県程、死刑判決の空き年数が少ないことがわかる。他方、10年以上、死刑判決を下していない地方裁判所を有する県は、約60%に上る⁵。

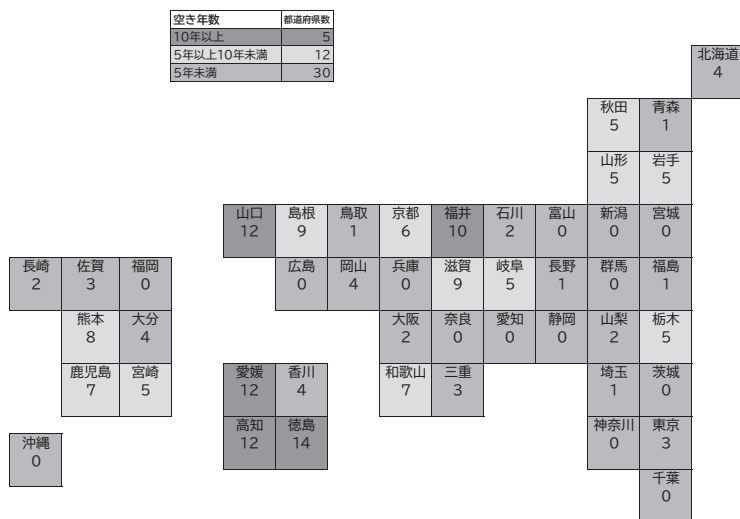
$$M_1 = 1, M_2 = 2, \dots, M_{n-1} = n-1, M_n = n, M_{n+1} = n+1, \dots, M_{2n-1} = 2n-1, M_{2n} = 2n, \dots, M_{3n-1} = 3n-1, M_{3n} = 3n, \dots, M_{4n-1} = 4n-1, M_{4n} = 4n, \dots, M_{5n-1} = 5n-1, M_{5n} = 5n, \dots, M_{6n-1} = 6n-1, M_{6n} = 6n, \dots, M_{7n-1} = 7n-1, M_{7n} = 7n, \dots, M_{8n-1} = 8n-1, M_{8n} = 8n, \dots, M_{9n-1} = 9n-1, M_{9n} = 9n, \dots, M_{10n-1} = 10n-1, M_{10n} = 10n, \dots, M_{11n-1} = 11n-1, M_{11n} = 11n, \dots, M_{12n-1} = 12n-1, M_{12n} = 12n, \dots, M_{13n-1} = 13n-1, M_{13n} = 13n, \dots, M_{14n-1} = 14n-1, M_{14n} = 14n, \dots, M_{15n-1} = 15n-1, M_{15n} = 15n, \dots, M_{16n-1} = 16n-1, M_{16n} = 16n, \dots, M_{17n-1} = 17n-1, M_{17n} = 17n, \dots, M_{18n-1} = 18n-1, M_{18n} = 18n, \dots, M_{19n-1} = 19n-1, M_{19n} = 19n, \dots, M_{20n-1} = 20n-1, M_{20n} = 20n, \dots, M_{21n-1} = 21n-1, M_{21n} = 21n, \dots, M_{22n-1} = 22n-1, M_{22n} = 22n, \dots, M_{23n-1} = 23n-1, M_{23n} = 23n, \dots, M_{24n-1} = 24n-1, M_{24n} = 24n, \dots, M_{25n-1} = 25n-1, M_{25n} = 25n, \dots, M_{26n-1} = 26n-1, M_{26n} = 26n, \dots, M_{27n-1} = 27n-1, M_{27n} = 27n, \dots, M_{28n-1} = 28n-1, M_{28n} = 28n, \dots, M_{29n-1} = 29n-1, M_{29n} = 29n, \dots, M_{30n-1} = 30n-1, M_{30n} = 30n, \dots, M_{31n-1} = 31n-1, M_{31n} = 31n, \dots, M_{32n-1} = 32n-1, M_{32n} = 32n, \dots, M_{33n-1} = 33n-1, M_{33n} = 33n, \dots, M_{34n-1} = 34n-1, M_{34n} = 34n, \dots, M_{35n-1} = 35n-1, M_{35n} = 35n, \dots, M_{36n-1} = 36n-1, M_{36n} = 36n, \dots, M_{37n-1} = 37n-1, M_{37n} = 37n, \dots, M_{38n-1} = 38n-1, M_{38n} = 38n, \dots, M_{39n-1} = 39n-1, M_{39n} = 39n, \dots, M_{40n-1} = 40n-1, M_{40n} = 40n, \dots, M_{41n-1} = 41n-1, M_{41n} = 41n, \dots, M_{42n-1} = 42n-1, M_{42n} = 42n, \dots, M_{43n-1} = 43n-1, M_{43n} = 43n, \dots, M_{44n-1} = 44n-1, M_{44n} = 44n, \dots, M_{45n-1} = 45n-1, M_{45n} = 45n, \dots, M_{46n-1} = 46n-1, M_{46n} = 46n, \dots, M_{47n-1} = 47n-1, M_{47n} = 47n, \dots, M_{48n-1} = 48n-1, M_{48n} = 48n, \dots, M_{49n-1} = 49n-1, M_{49n} = 49n, \dots, M_{50n-1} = 50n-1, M_{50n} = 50n, \dots, M_{51n-1} = 51n-1, M_{51n} = 51n, \dots, M_{52n-1} = 52n-1, M_{52n} = 52n, \dots, M_{53n-1} = 53n-1, M_{53n} = 53n, \dots, M_{54n-1} = 54n-1, M_{54n} = 54n, \dots, M_{55n-1} = 55n-1, M_{55n} = 55n, \dots, M_{56n-1} = 56n-1, M_{56n} = 56n, \dots, M_{57n-1} = 57n-1, M_{57n} = 57n, \dots, M_{58n-1} = 58n-1, M_{58n} = 58n, \dots, M_{59n-1} = 59n-1, M_{59n} = 59n, \dots, M_{60n-1} = 60n-1, M_{60n} = 60n, \dots, M_{61n-1} = 61n-1, M_{61n} = 61n, \dots, M_{62n-1} = 62n-1, M_{62n} = 62n, \dots, M_{63n-1} = 63n-1, M_{63n} = 63n, \dots, M_{64n-1} = 64n-1, M_{64n} = 64n, \dots, M_{65n-1} = 65n-1, M_{65n} = 65n, \dots, M_{66n-1} = 66n-1, M_{66n} = 66n, \dots, M_{67n-1} = 67n-1, M_{67n} = 67n, \dots, M_{68n-1} = 68n-1, M_{68n} = 68n, \dots, M_{69n-1} = 69n-1, M_{69n} = 69n, \dots, M_{70n-1} = 70n-1, M_{70n} = 70n, \dots, M_{71n-1} = 71n-1, M_{71n} = 71n, \dots, M_{72n-1} = 72n-1, M_{72n} = 72n, \dots, M_{73n-1} = 73n-1, M_{73n} = 73n, \dots, M_{74n-1} = 74n-1, M_{74n} = 74n, \dots, M_{75n-1} = 75n-1, M_{75n} = 75n, \dots, M_{76n-1} = 76n-1, M_{76n} = 76n, \dots, M_{77n-1} = 77n-1, M_{77n} = 77n, \dots, M_{78n-1} = 78n-1, M_{78n} = 78n, \dots, M_{79n-1} = 79n-1, M_{79n} = 79n, \dots, M_{80n-1} = 80n-1, M_{80n} = 80n, \dots, M_{81n-1} = 81n-1, M_{81n} = 81n, \dots, M_{82n-1} = 82n-1, M_{82n} = 82n, \dots, M_{83n-1} = 83n-1, M_{83n} = 83n, \dots, M_{84n-1} = 84n-1, M_{84n} = 84n, \dots, M_{85n-1} = 85n-1, M_{85n} = 85n, \dots, M_{86n-1} = 86n-1, M_{86n} = 86n, \dots, M_{87n-1} = 87n-1, M_{87n} = 87n, \dots, M_{88n-1} = 88n-1, M_{88n} = 88n, \dots, M_{89n-1} = 89n-1, M_{89n} = 89n, \dots, M_{90n-1} = 90n-1, M_{90n} = 90n, \dots, M_{91n-1} = 91n-1, M_{91n} = 91n, \dots, M_{92n-1} = 92n-1, M_{92n} = 92n, \dots, M_{93n-1} = 93n-1, M_{93n} = 93n, \dots, M_{94n-1} = 94n-1, M_{94n} = 94n, \dots, M_{95n-1} = 95n-1, M_{95n} = 95n, \dots, M_{96n-1} = 96n-1, M_{96n} = 96n, \dots, M_{97n-1} = 97n-1, M_{97n} = 97n, \dots, M_{98n-1} = 98n-1, M_{98n} = 98n, \dots, M_{99n-1} = 99n-1, M_{99n} = 99n, \dots, M_{100n-1} = 100n-1, M_{100n} = 100n, \dots, M_{101n-1} = 101n-1, M_{101n} = 101n, \dots, M_{102n-1} = 102n-1, M_{102n} = 102n, \dots, M_{103n-1} = 103n-1, M_{103n} = 103n, \dots, M_{104n-1} = 104n-1, M_{104n} = 104n, \dots, M_{105n-1} = 105n-1, M_{105n} = 105n, \dots, M_{106n-1} = 106n-1, M_{106n} = 106n, \dots, M_{107n-1} = 107n-1, M_{107n} = 107n, \dots, M_{108n-1} = 108n-1, M_{108n} = 108n, \dots, M_{109n-1} = 109n-1, M_{109n} = 109n, \dots, M_{110n-1} = 110n-1, M_{110n} = 110n, \dots, M_{111n-1} = 111n-1, M_{111n} = 111n, \dots, M_{112n-1} = 112n-1, M_{112n} = 112n, \dots, M_{113n-1} = 113n-1, M_{113n} = 113n, \dots, M_{114n-1} = 114n-1, M_{114n} = 114n, \dots, M_{115n-1} = 115n-1, M_{115n} = 115n, \dots, M_{116n-1} = 116n-1, M_{116n} = 116n, \dots, M_{117n-1} = 117n-1, M_{117n} = 117n, \dots, M_{118n-1} = 118n-1, M_{118n} = 118n, \dots, M_{119n-1} = 119n-1, M_{119n} = 119n, \dots, M_{120n-1} = 120n-1, M_{120n} = 120n, \dots, M_{121n-1} = 121n-1, M_{121n} = 121n, \dots, M_{122n-1} = 122n-1, M_{122n} = 122n, \dots, M_{123n-1} = 123n-1, M_{123n} = 123n, \dots, M_{124n-1} = 124n-1, M_{124n} = 124n, \dots, M_{125n-1} = 125n-1, M_{125n} = 125n, \dots, M_{126n-1} = 126n-1, M_{126n} = 126n, \dots, M_{127n-1} = 127n-1, M_{127n} = 127n, \dots, M_{128n-1} = 128n-1, M_{128n} = 128n, \dots, M_{129n-1} = 129n-1, M_{12$$

5 本稿はあくまで都道府県単位での分析に主眼を置くため、北海道内の各地方裁判所の死刑判決空き年数は、札幌地方裁判所34年間、函館地方裁判所50年、旭川地方裁判所57年間、釧路地方裁判所17年間のうち、もっとも空き年数の短い17年間としている。

6 なお、無期刑判決の各年の総合計数は3663件となるものの、1953年の大阪管内総数が、16件と記載されているのに対して、大阪地方裁判所6件、京都地方裁判所2件、神戸地方裁判所6件、奈良地方裁判所1件、大津地方裁判所0件、和歌山地方裁判所0件の合計15件と各地方裁判所の判決数の合計と齟齬が生じている。本稿では、全体の件数の記載は、16件を合算し3663件とする。各県の合計判決数は、15件の記載に従って算出している。

(龍法 '23) 55-4, 84 (1348)

図4 地方裁判所死無期刑判決空き年数(1952-2021)



死刑判決数と同様に、やはり都市部での無期刑判決の数の多さが目立つ。もっとも多いのは東京都であり、約12.5%の無期刑判決を占めている。やはり死刑同様に、無期刑も判決数の多い上位7県（東京都、大阪府、神奈川県、福岡県、愛知県、北海道、兵庫県）、つまり約15%の県が、49.1%を占めている。さらに図4は無期刑判決の空き年数（最後に無期刑判決があった年から2021年までに何年空いているか）について図式化したものである⁸。死刑判決数に比べて数も多いことから、空き年数の短い県が多いことがわかるものの、やはり無期刑の判決数の少ない県は、空き年数も長いことがわかる。

8 死刑判決の空き年数と同様に、北海道内の各地方裁判所の死刑判決空き年数は、札幌地方裁判所4年間、函館地方裁判所12年間、旭川地方裁判所11年間、釧路地方裁判所4年間のうち、もっとも空き年数の短い4年間としている。

(3) 死刑判決数と無期刑判決数の関係性

続いて、死刑判決数と無期刑判決数の相関関係についてみることにしよう。図5は、1952年から2021年までの死刑判決数と無期刑判決数を都道府県毎にカウントし、作成した散布図である。たとえば東京都は相対的に死刑判決数が多いのに対して、大阪府は逆に無期刑判決が多いことが図5からわかる。相関係数は、 0.950^9 であり、強い正の相関関係がみられた。これまで多くの研究が死刑と無期刑の関係を「分水嶺」とたとえるように両者の関係は、非常に強いということが言えるだろう。

なお、より詳細な比較を行うために、各都道府県の死刑判決1件当たりの無期刑判決数を棒グラフ化したのが、図6である。そもそも死刑判決の無い山形県は0となるが、沖縄県（約13.33件）、石川県（11件）、岐阜県（10.75件）、佐賀県（10.5件）は、死刑判決数を基準にみると、無期刑判決数が多かった（全国平均は5.23件）。逆に熊本県（約2.67件）、秋田県（3件）、富山県（3件）、栃木県（3.14件）は、無期刑判決数が少ないことがわかる。

(4) 小括

以上、司法統計年報が発刊された1952年から2021年までの、70年間の各地方裁判所の死刑判決数と無期刑判決数について、都道府県単位で分析を行った。本章の分析からは、やはり人口規模の大きな大都市を有する都道府県ほど、死刑判決も無期刑判決も多くなることがわかった。そして死刑判決数が少ない都道府県ほど、やはり死刑判決の空き年数が長い傾向にあることもわかった。

死刑存置国である日本においても、都道府県単位で地方裁判所の判決数をみると、大きな偏在性があり、決して日本国内のいたる所において、死

9 以後、相関係数は、小数点第4位を四捨五入した数値を示している。

図5 地方裁判所死刑判決数と無期判決数の相関関係(1952-2021)相関係数0.950

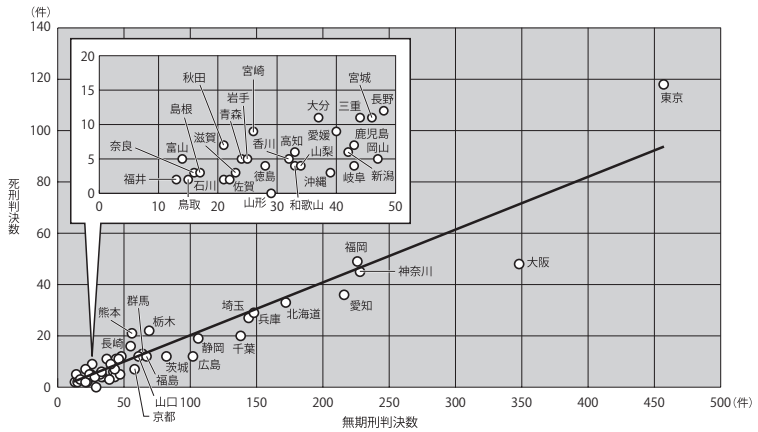
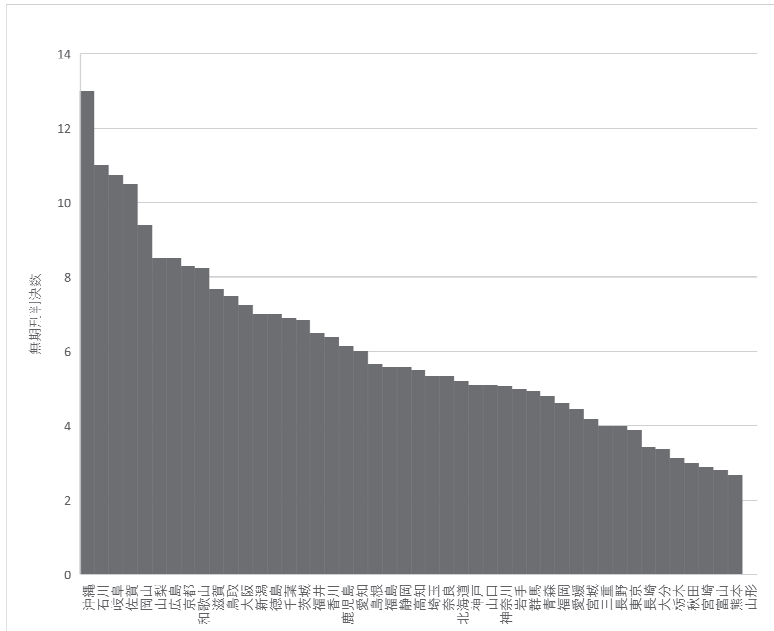


図6 地方裁判所死刑判決1件当たりの無期刑判決数（1952-2021）



刑が利用されているわけではないことが明らかになった。約15%の都道府県で、全死刑判決数の約51.5%を、全無期刑判決数の49.1%を占めていた。考察においてこの偏在性の問題について改めて検討を行くこととしたい。

他方、無期刑判決数との比較において死刑判決数の多い地方裁判所を有する都道府県と、逆に少ない都道府県があることも明らかになった。死刑と無期刑は、前記のように多くの先行研究によって、これまでその関係が「分水嶺」とたとえられてきた¹⁰。「分水嶺」とは、「物事の方角性が決まる分かれ目のたとえ」¹¹のことである。地方裁判所の判決の蓄積をみればわかるように、死刑判決と無期刑判決の割合は各地方裁判所によってさまざまであった。たとえば、死刑判決1件に対して、沖縄県の地方裁判所は約11件の無期刑判決を下してきたのに対して、熊本県の地方裁判所は、約3件しか無期刑判決を下していない。同じ国の裁判所で、同じ刑法典を使っているにもかかわらず4倍以上の開きがある¹²。これを同じ「分水嶺」として論じることができるのだろうか。

当然、実際の山には様々な形があり、それは「分水嶺」も同じである。たとえば、同じ中国山地を有する広島県と岡山県では、隣県であっても河川の幹川延長も海岸線から中央分水嶺までの距離も大きく異なる¹³。死刑

10 たとえば、土本武司「死刑と無期懲役の分水嶺：一、二審の死刑判決が破棄され無期懲役が言い渡された事例」ジュリスト1138号124頁、石塚伸一他編『刑事法を考える』（法律文化社、2009年）8頁、浜井浩一『実証的刑事政策論』（岩波書店、2011年）315頁、堀川恵子『死刑の基準』（日本評論社、2009年）などがある。なお、死刑と無期刑の「分水嶺」に関する研究は、死刑の選択基準に関する研究に代表される。近年の代表的かつ詳細な研究として永田憲史『死刑選択基準の研究』（関西大学出版部、2010年）がある。

11 デジタル大辞泉

12 ただし沖縄県の数値は、1972年以降のものである。

13 たとえば、岡山県の三大水系である吉井川、旭川、高梁川はそれぞれ、幹川延長約133km、142km、111kmであるのに対して、広島市域の三大水系である太田川、瀬野川、八幡川は、それぞれ103km、23km、21kmである。<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-7206.html>

と無期刑の「分水嶺」も実際には、裁判所によって大きな違いがある。これまで、個々の判例からこの「分水嶺」について検討するのが一般的な研究手法であったかもしれない。もちろんそれを本稿は否定するものではないが、個々の判例のみをもって、死刑と無期刑を論じることは、まさに「木を見て森を見ず」、地図を読まずに山に登ることに等しい。本稿の今後の課題となるが、その地方裁判所の死刑と無期刑の判決数の多寡を踏まえながら、各判例の分析を行いたい（それは『森を見てから木を見る』といえるかもしれない）。

では続いて、次章において各都道府県の死刑判決数の多寡にかかわる要因について検討することとしよう。

2 各地方裁判所の死刑判決数に影響する要因

地方裁判所の死刑判決数の多寡を決定する要因は、何であろうか。常識的に考えて、裁判官は「憲法及び法律にのみ拘束される」¹⁴ のであるから、死刑の適用対象となるような犯罪の検挙人員がその土地管轄内¹⁵ で増えれば増えるほど、死刑判決も増える可能性がある。それゆえ、各種説明変数が想定されうる中でも死刑判決の適用対象となる犯罪の多寡が、死刑判決数と最も相関関係が強いものと仮定しうる。しかし実際にこれまでこれらの点について検討はされてこなかった。

そこで本稿では以下、各都道府県の死刑判決数の多寡の要因を考えるために、関連すると思われる各都道府県の（１）人口、（２）殺人検挙人員数、（３）殺人罪起訴人員数、（４）税収を、説明変数としてみていくことにしたい。

14 日本国憲法第76条3項。

15 刑事訴訟法第2条1項。

（１）各都道府県の人口と死刑判決数

1952年から2021年の過去70年分の地方裁判所の死刑判決数と、同期間の各都道府県人口の1年当たりの平均値¹⁶を散布図にしたものが、図7の地方裁判所死刑判決数と各都道府県人口である。相関係数は0.927であり、強い正の相関関係であることがわかる。

しかしその一方で、図7では各都道府県の状況がみえにくい。それゆえ人口100万人当たりの、死刑判決数をグラフ化したものが図8の人口100万人当たりの地方裁判所の死刑判決数である。全国平均が、6.186件であるのに対して、死刑判決数0件の山形県をはじめとして、石川県1.848件、岐阜県2.110件、佐賀県2.319件、沖縄県2.412件と低くなっている。逆に、最も100万人当たりの死刑判決数が多いのは、栃木県12.366件、熊本県11.773件、福岡県10.850件、長崎県10.408件と続いている。

（２）各都道府県の殺人検挙人員数と死刑判決数

死刑の対象となる主たる犯罪は殺人および強盗殺人の事案である¹⁷。その殺人に関する事案が多い都道府県ほど、その都道府県に所在する地方裁判所の死刑判決数は増えるのであろうか。この点について、各都道府県の殺人検挙人員数と裁判所の死刑判決数の相関関係についてみていくことにしよう。

なお、各都道府県の殺人の検挙人員数については、警察庁刑事局編の「犯罪統計書」¹⁸を基に、政府統計ポータルサイト「統計で見る日本」¹⁹に

16 各都道府県の人口の年平均は、総務省統計局の人口推計結果の概要の「Ⅱ．各年10月1日現在人口」および「Ⅳ．長期時系列データ」の第5表都道府県別人口（各年10月1日現在）——総人口（大正9年～平成12年）から求めた。
<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2.html#series>

17 浜井浩一『実証的刑事政策論』（岩波書店、2011年）307頁以下、岩井宜子『刑事政策 第7版』（尚学社、2018年）142頁、川出敏裕『刑事政策 第2版』（成文堂、2018年）69頁。

図7 地方裁判所死刑判決数と都道府県人口（1952-2021）相関係数0.927

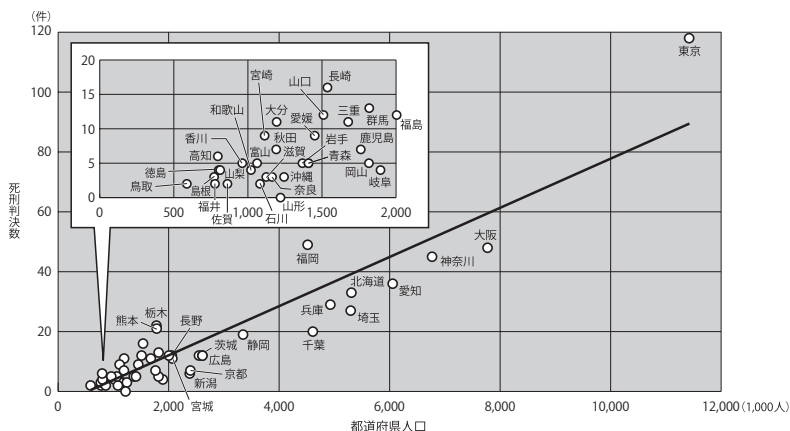
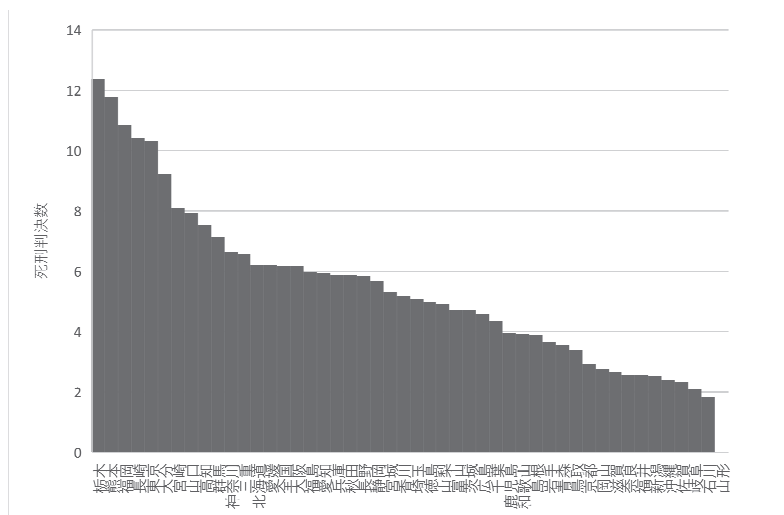


図8 人口100万人当たりの地方裁判所の死刑判決数（1952-2021）



18 基本的に「第6表 重要犯罪・重要窃盗犯 都道府県別 認知・検挙件数・検挙人員 対前年比較（殺人）」に拠る。なお、犯罪統計書の詳しい説明については、浜井浩一編『犯罪統計入門 第2版』（日本評論社、2013年）215頁以下参照のこと。

図9 殺人検挙人員と地方裁判所死刑判決数（2006-2021）相関係数0.894

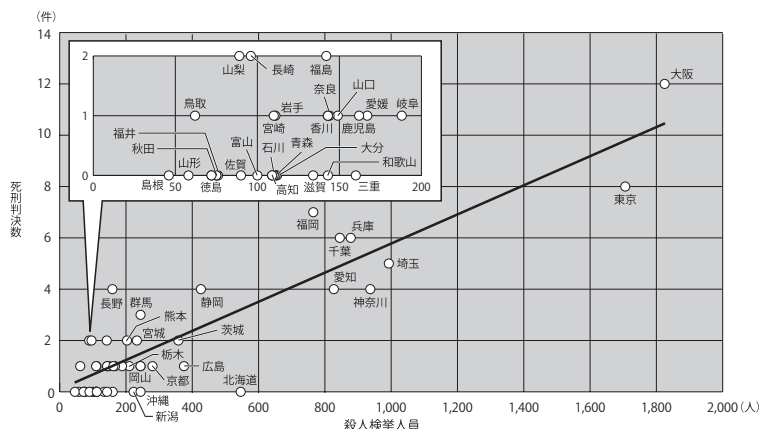
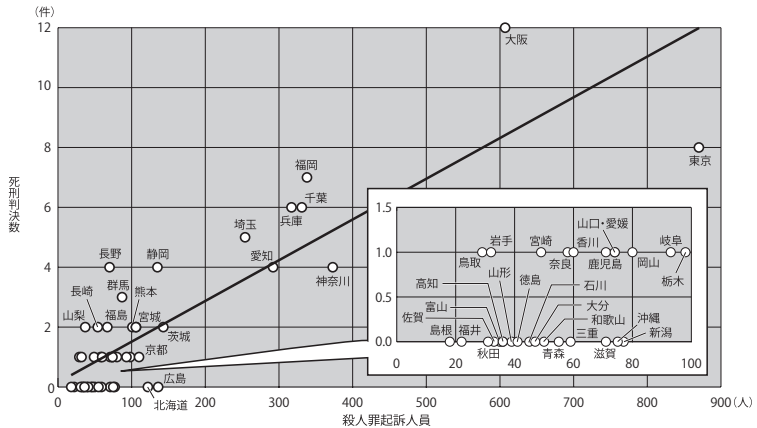


図10 殺人罪起訴人員と地方裁判所死刑判決数（2006-2021）相関係数0.857



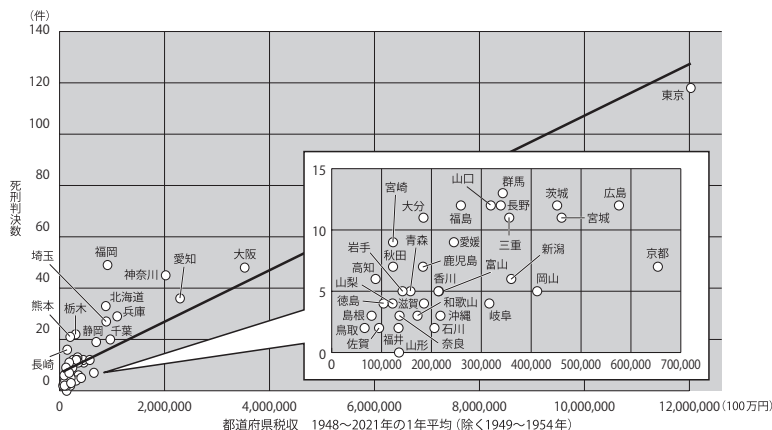
いて、各都道府県の殺人罪起訴人員数と裁判所の死刑判決数の相関関係についてみていくことにする。

なお、各都道府県の殺人罪の起訴人員数については、法務省の「検察統計」²⁰を基に、政府統計ポータルサイト「統計で見る日本」によって入手可能な2006年から2021年までの各都道府県の値を算出した（図10）。

検挙人員と同様に、起訴人員も政府統計ポータルサイトでの入手可能期間が、短かったため、非常に限定的な分析とはなったものの、やはり殺人罪起訴人員と各地方裁判所の死刑判決数の間には、強い正の相関関係が認められた。さらに検挙人員の分析と同様に、都道府県によっては、殺人罪の起訴人員に比して死刑判決の多い県（たとえば、大阪府、福岡県、長野県）がある一方で、少ない県（たとえば東京都、北海道、神奈川県）があった。

20 データは「11 最高検、高検及び地検管内別 罪名別被疑事件の通常受理、起訴、起訴猶予及び家庭裁判所送致の人員——自動車による過失致死傷等及び道路交通法等違反被疑事件を除く——」に拠る。法務省【検察統計統計表】
https://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kensatsu.html

図11 地方裁判所死刑判決数と都道府県別税収 相関係数0.910



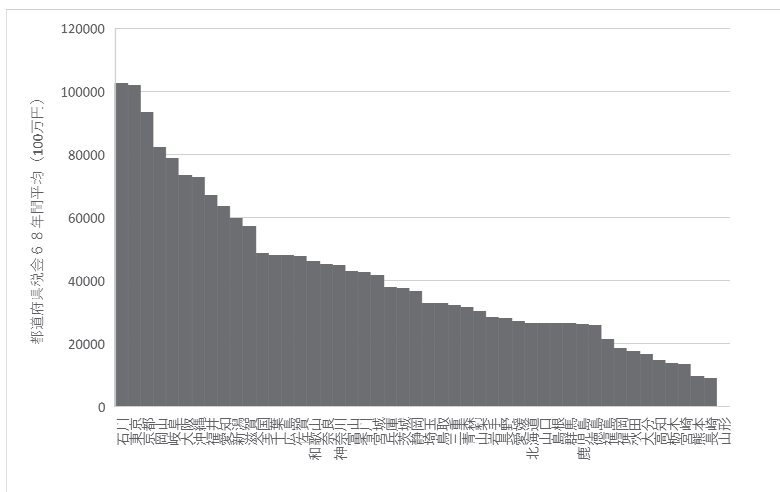
(4) 各都道府県の税収と死刑判決数

当然、刑罰の執行には財源が必要であり、その財源の元となる租税が必要となる。前記のように、日本における死刑にかかるコストが公開されていないので、非常に限定的な分析とはなるものの、どのくらいコスト（負担）の偏りがあるのか、都道府県別の税収²¹を説明変数とし、地方裁判所死刑判決数を目的変数として作成した散布図が、図11である。

相関係数が0.910であり、その都道府県の税収が高くなればなるほど、その都道府県内にある地方裁判所の下す死刑判決数は多くなるという、強い正の相関関係にある。もちろん人口が増えれば増えるほど、税収も増える可能性があり、また疑似相関の可能性もある。それゆえ今後、他の説明変数を加えて重回帰分析を行う必要があるだろう。なお、死刑判決数1

21 都道府県の税収については、国税庁の長期時系列データを基に、都道府県別の源泉所得税、申告所得税、法人税、酒税、消費税の合計出納済額の1948年－2021年（1949年－1954年を除く）の68年間分を合算し、1年平均を求めた（沖縄県のみ1972年から2021年の50年の平均値である）。国税庁ホームページ統計情報 <https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/jikeiretsu/01.htm>

図12 地方裁判所死刑判決1件当たりの都道府県別税収



件当たりの都道府県別の税収を表したのが図12である。図の左側になればなるほど、死刑1件当たりの税収が多くなり、右側になればなるほど、逆に税収は少ないということになる（ただし山形県は、死刑判決0件で除することになるので、数値には入っていない）。

本来であれば、その当該都道府県内において下される他の刑罰の判決数の多寡や、死刑にかかるコストについても分析の射程にいれなければならないゆえ、図12も非常に限定的かつ不十分な分析とはなるが、死刑にかかるコストについては、その都道府県の税収からみて、かなりの差があるものと推測できる。

3 考察

（1）死刑判決数と死刑に対する意識（2019年内閣府世論調査）

興味深いことに、2019年11月よって行われた「基本的法制度に関する世

論調査」²²において、死刑制度に関して、「死刑もやむを得ない」という意見が最も多く（83.3%）、「死刑を廃止すべき」という意見が最も少なかったのが（7.7%）、中都市（人口10万人以上の市）に住む人々である。山形県内の市の中で、山形市以外の市すべてが中都市であり、この中都市の人口が山形県の総人口の約60%を占めている。その一方で、同調査によれば政令指定都市に住む人々にが、「死刑は廃止すべきである」と回答する割合が最も多かった（10.1%）。

当然、同調査もって山形県民が死刑制度に肯定的であるとすることはできない。しかし山形県を含めた、中都市を多く包含するような地方部の県において死刑判決が相対的に少ないにも関わらず、なぜ中都市では肯定的意見の割合が高くなる傾向にあるのであろうか。浜井は、「死刑の抑止力を議論する際の問題点は、存在しないことを証明することの困難さにあり、死刑の抑止力への「信仰がそう簡単に揺らぐものではない」と述べている²³。しかし、そもそも居住地域において70年間、死刑判決の無かった地域において、抑止力が存在することを証明することの方が困難ではなかろうか（東京都の死刑判決が、山形県の犯罪抑止となっている？）。

22 内閣府、世論調査「基本的法制度に関する世論調査 2 調査結果の概要 2. 死刑制度に対する意識」<https://survey.gov-online.go.jp/r01/r01-houseido/2-2.html>（2023年1月13日最終閲覧）なお、死刑への世論調査と世論調査に対する研究はすでに多くのものが存在する。本稿が内閣府の同調査を取り上げた理由は、都市規模別に調査を行っている点である。近年の調査としては、河合幹雄他「刑罰とりわけ死刑に関する全国意識基本報告書 2014年3月調査」桐蔭法学20巻1号（2015年）を、死刑と世論についての近年の研究には木村正人「無知にもとづく懲罰意識？—死刑をめぐる知識と世論」高千穂論叢50巻2号（2015年）、本庄武「死刑制度論のいま—基礎理論と情勢の多角的再考（6）死刑制度論における世論の意義」判例時報2441号（2020）がある。さらに2015年の内閣府による世論調査についての検討として、榎清隆「死刑制度に関する内閣府の世論調査について」法律時報88巻1号（2016年）を参照のこと。

23 浜井浩一『実証的刑事政策論』（岩波書店、2011年）317頁。

インヴァリティは²⁴、アメリカにおいて1930年代から1970年代まで、死刑の執行が減少し、実務上は死刑の廃止状態であったにもかかわらず、「死刑が事実上廃止されていることと、死刑が法律の上でのそして世論の支持の上では、継続していることというコントラスト」について、「困惑すること」であると述べている。

この点について徳岡は²⁵、「社会問題の構成要素には主観的要素と客観的要素があり、客観的実態と主観的定義とが正確に対応しているというブリミティブな前提は否定」されるという。客観的状态そのものが、社会問題を作り出すわけではない。それはまた、社会問題の必要な条件でもないという。中世の魔女裁判のように、まさに「存在しなかった」状態を人びとが社会問題として定義する状態が存在しうるのである。かりにその地方裁判所の管轄内において70年間死刑判決がなかったとしても、その社会内の構成員による主観的定義づけにより、制度との効果（抑止力等）への支持が維持されてきた可能性は否定できない。

今後、死刑の領域におけるこの問題を分析にするにあたっては、ハンセン病とらい予防法の問題が参考になると本稿は考えている。実際には、極めて微弱な感染力であるにもかかわらず、らい予防法と強制隔離が維持されてきた背景には、社会の構成員によるハンセン病や強制隔離の効果への主観的定義づけがあったことは明らかであろう。ハンセン病や強制隔離の効果に対する主観的定義づけと客観的実態の間にはかなりのギャップがあったにもかかわらず、1906年のらい予防法制定から1996年の廃止まで約90年間制度が維持されてきた。

なぜ、客観的実態にそぐわないハンセン病に対する強制隔離が終わった

24 ジェイムズ・M・インヴァリティ（松村良之他訳）『刑事法の法社会学』（東信堂、1994年）226頁。

25 徳岡英雄『社会病理を考える』（世界思想社、1997年）第3章「社会問題への定義主義的パースペクティブ」、補章「実態主義と定義主義」。

のか。その要因を考えるうえで、背景にある客観的実態と主観的定義の対応関係がどのように変わったのか、さらに誰が社会問題として気づき、クレーム申し立てを行い、世間や行政、司法当局はどのような対応を行った（あるいは行わなかった）のかという構築主義的なパースペクティブは、非常に参考になるものと思われるし、死刑制度のこの問題を考えるうえでも有用である²⁶。

死刑判決が下されていない、または少ない地域において、なぜ死刑制度（とその抑止力）への支持が高まるのか。そこにはまさに、客観的実態と主観的定義の対応関係にギャップがあると言わざるを得ない。今後、どのようなクレーム申し立てを行い、世間や行政、司法当局はどのような対応を行った（あるいは行わなかった）のかということに注目する必要がある。

（２）地方裁判所の死刑判決数の偏在性とコストについて

70年間の地方裁判所の死刑判決数の蓄積をみるに、都道府県レベルでは地方裁判所の死刑判決数にはかなりの偏在性がみられた。刑罰の偏在は、刑罰にかかるコスト（負担）の偏在を意味するだろう。これまで死刑にかかるコストについての議論には、他の刑罰に比べて、高いとする主張²⁷と変わらないとする主張²⁸がある。実際にデータが公表されていない以上、

26 構築主義的パースペクティブによる研究として、中河伸俊『社会問題の社会学』（世界思想社、1999年）、平英美『新版構築主義の社会学』（世界思想社、2006年）をあげることができる。

27 その多くはアメリカにおける議論を紹介するものである。たとえば、浜田正夫他「社会復帰の可能性のない死刑囚を費用をかけ収監しておく意味があるか」第一東京弁護士会『死刑を考える』（第一東京弁護士会死刑に関する委員会、2014年）86-97頁、アムネスティインターナショナルホームページ「死刑廃止——死刑に関するQ&A」https://www.amnesty.or.jp/human-rights/topic/death_penalty/qa.html#Q6などがあげられる。

28 たとえば、河合幹雄は、「常識的な感覚では、死ぬまで面倒を見なければならぬ終身刑のほうが、死刑より高くつきそうなもののなのに、実は逆だ、というのは興味深い試算ですね。ただし、日本においても、死刑のコストのほうが、

実証的に検討することはできない。しかし刑罰のコストが高かろうが低かろうが、その県内を管轄とする裁判所が死刑を利用していない以上、やはりコストの偏在は厳然と存在することになる。

70年間1回も死刑判決を下さなかった山形地方裁判所の管轄区域内の山形県民が、他の都道府県の裁判所が出した死刑判決のコストを負担しなければならない根拠はどこにあるであろうか。今日、社会福祉の大きな影響を受けた日本の刑事政策（学）において、地方分権とコストの問題は看過できない問題となっている。これまで国家刑罰権の名の下に、この点については、議論がなされてこなかった。

そもそも、刑罰のコストを負わなければならないのは誰なのかということについて、改めて考える必要があるだろう。この死刑判決数とコスト負担の偏在性の問題を修正するためには、いくつかの方法を想定しうる。①点目はコスト負担の偏在に応じて判決数を修正する方法である。この方法には、①a 判決数相対的過多の地域の判決を減らしてコスト負担も減らす方法と、①b 判決数相対的過少の地域の判決を増やしてコスト負担も増やす方法があるだろう。この方法を採用と、同じ国内で全く同じ犯罪行為であってもコスト負担の偏在に応じて、ある都道府県では死刑判決が下され、ある都道府県では死刑が下されないということになりかねないので、当然否定される。

ㄨ 終身刑化している無期懲役刑より高いかといわれると、微妙なところでしょう。というのも、米国では、死刑冤罪が数パーセント～十数パーセントもあるといわれ、昨今、国内外から激しい批判を浴びています。そのため、死刑判決の出そうな事案に関しては、多大なコストを費やして、国選弁護人の数を増やしたり、執拗な鑑定作業を行ったりしているという、日本と異なる事情があるからです」と述べ、アメリカと日本の状況の違いから、特に手続き以外のコストについては、他の刑の受刑者と変わらないと推測している。松島拡「第1特集“オトク”な刑罰はどちらなの？ 禁断の“死刑の経済学”入門【3】法社会学者の提言 日本に終身刑を導入すれば、超高コスト刑務所が誕生する!!」サイゾー（2009年6月）149号66頁。

②点目は、判決数に合わせてコストを修正する方法であり（刑事施設の過剰収容がこれにあたるだろう）、これは各都道府県の判決数の偏在に応じて刑罰にかかるコストを増減させる方法である。この方法は、そもそも被収容施設が判決のあった都道府県にあるとは限らないので採りえない（仮にすべての受刑者が、判決のあった都道府県に収容されたとしても、同じ刑罰であっても都道府県ごとに内容、質が異なるということは否定されるだろう）。

③点目は、判決数の偏在は修正できない前提のもと、コストに充当される財源の偏在、つまり負担の方法を修正するというものである。かりに社会保障、社会福祉のアナロジーとして刑罰をとらえるのであれば、そのコストは応能負担なのか、応益負担なのかという議論が成り立ちうる。これまで刑事施設のような公共財は、非競合性と非排除性により、受益者負担に馴染まないものとして考えられてきた。それゆえ国民の皆が、担税能力に応じて国家刑罰権の実現のために応能負担が採られてきた²⁹。

しかし、その一方で死刑判決によって生じる恩恵（もし仮にそれが存置論者の言うように本当にあるのであれば）を受ける人々が、その対価に応じて費用を負担するという応益負担の考え方も想定しえないわけではない。なぜ、この70年間死刑判決を下してこなかった山形地方裁判所の管轄内の山形県民が死刑にかかるコストを負担しなければならないのか³⁰、この刑罰のコストの偏在は租税公平主義の観点からみて、なぜ許容されうるのか、

29 負担決定原則については、新村聡「平等と不平等の経済学—新自由主義的「平等」と福祉国家的「平等」の対立」季刊経済理論43巻1号（2006）、同「平等と分配的正義の基礎概念再考—賃金・保険・税・社会保障の制度との関連で—」における議論を参考にした。負担決定原則と刑罰論の架橋については、今後課題としたい。

30 山形地方裁判所の管轄内において死刑判決が70年間無かったのは、他の都道府県における判決の抑止力が及んだおかげであり、やはりコストは負担すべきであるとの指摘もできるかもしれない。しかしその一方で無期刑判決数、殺人罪起訴人員などが、他都道府県に比べて特段に少ないわけではない。

検討するべきではないのだろうか³¹。

なお、アメリカでは死刑の地理的分析による研究がこれまで行われてきた。たとえばリープマン（James Liebman）は³²、1973年から1995年の間にアメリカで下された死刑判決を郡ごとに包括的な分析を行っている。リープマンらの分析よれば、同期間の23年間に少なくとも1件以上の死刑判決を下した34州において、その州内の60%近くの郡が、推定33万2000件の故殺判決と12万件の謀殺判決を下したにもかかわらず、1度も死刑を宣告しなかったという。テキサス州でも、同期間にやはり同州内の60%近くの郡が1度も死刑判決を下していない。

事実上死刑を廃止した郡が多いだけでなく、10年に1度か2度、ごくまれにしか死刑を執行しない郡も少なくない。たとえば、人口100万人近いバージニア州フェアファックス郡は、1973年から1995年の間に下した死刑判決は5回である。逆に、比較的少数の郡が、全米の死刑判決のうち異常な割合を占めているという。同じ時期に、ジョージア州のセミノール郡は、

31 近年、刑罰のコストに関する研究には、浜井浩一『2円で刑務所、5億で執行猶予』（光文社新書、2009年）や、法と経済学の領域における竹内靖雄『法と正義の経済学』（新潮選書、2002年）130頁以下、中島隆信『刑務所の経済学』（PHP研究所、2011年）などがある。しかし多くの研究は刑罰にかかるコストについての検討が主であり、コストに対する財源や負担原則についての議論は管見の限り行われていない。

32 James S. Liebman, Jeffrey Fagan & Valerie West, A Broken System: Error Rates in Capital Cases, 1973-1995, COLUMBIA LAW SCHOOL, PUBLIC LAW RESEARCH PAPER NO. 15 (2000). James S. Liebman, Jeffrey A. Fagan, Andrew Gelman, Valerie West, Garth Davies & Alexander Kiss, A Broken System, Part II: Why There is So Much Error in Capital Cases and What Can be Done About It, (2002). Andrew Gelman, James S. Liebman, Valerie West, & Alexander Kiss, A Broken System: The Persistent Patterns of Reversals of Death Sentences in the United States, Journal of Empirical Legal Studies Volume 1, Issue 2 (2004). James S. Liebman & Peter Clarke, Minority Practice, Majority's Burden: The Death Penalty Today, 9 OHIO ST. J. CRIM. L. 255 (2011) at264, 265.

バージニア州のフェアファックス郡と同じ数の死刑判決を出しているが、人口は100分の1以下である。同様に、フェアファックス郡とほぼ同じ人口のフロリダ州ヒルズボロー郡（タンパ）も、13倍以上（67件）の死刑判決を下している。

そして、アメリカの68%の州が死刑を認めているにもかかわらず、リープマンの研究期間である23年間に全国で下された死刑判決の半分以上は、全米3143の郡、行政区、自治町村のうち、わずか66、つまり2%でなされたものであり、全米の16%の郡（3143のうち510）が、この期間の全死刑判決の90%を占めた。同様の人口数のフェアファックス郡とヒルズボロー郡の死刑判決の格差が明らかであるように、この数字は、人口密度の高い少数の郡が死刑を多用したという結果ではない。1973年から1995年にかけて、全米人口の10%の住む郡が、死刑判決の43%を科している。

リープマンのこの分析から、州レベルのデータではわからないことが、郡レベルのデータの分析により明らかになることがわかる。アメリカ国民や法律の幅広い支持にもかかわらず、死刑判決の大部分は、ごく少数のアメリカ人が過大代表して利用しているのである。ある被告人が死刑判決を受ける可能性は、その裁判が行われた郡に大きく依存する、との指摘をしている³³。

なお、同様のことは、死刑の執行についても指摘がなされている。死刑情報センター(Death Penalty Information Center)³⁴によれば、全米およ

33 より近年の研究も、同様の傾向を指摘している。たとえばスミス（Robert J. Smith）によれば、2004年から2009年の間の死刑判決群を調査しやはり地理的格差を発見している。死刑が最も多く執行されている州でさえ、その大多数の郡は死刑判決を下しておらず、死刑判決の地理的分布をみると、ある狭い範囲の郡に集中していることがわかるという。2004年から2009年にかけて、全米の郡の約1%が、毎年1件以上の割合で死刑判決を下していると分析している。R. Smith, *The Geography of the Death Penalty and Its Ramifications*, 92 *Boston University Law Review* (2012) at 227, 228.

34 1990年に設立された死刑に関する問題の分析と情報を、メディアおよびプ

び各州の死刑執行状況には、明らかな地理的な偏在性があるという。1976年に死刑執行がアメリカにおいて再開されてから2020年4月までの間、アメリカでは全執行件数の82%が南部で行われている。そして2015年1月から2020年4月までは、テキサス、ジョージア、アラバマ、フロリダ、ミズーリのわずか5つの州が、全米の死刑執行の83%を実施している。そしてそれらの州内でも、死刑は通常、一握りの郡で執行されるが、その費用はすべての納税者が負担することが多い。

同センターの2013年の報告書³⁵によれば、アメリカ全体が死刑制度に強く固執しているという考え方は、過去40年間の死刑制度の運用を振り返っても裏付けられないという。アメリカにおける死刑制度は、比較的少数の司法管轄区に高度に集中していて、2012年に死刑を執行したのは、わずか9州であった。この偏在性は、やはり郡単位での死刑の執行に着目してこそ、明らかになるという。定期的に死刑を執行している郡はごく少数派であり、2013年、アメリカ全体の郡の80%には、その州の死刑囚がおらず、85%の郡では、45年以上にわたって一人の死刑囚も処刑されていない。さらに、1976年以降に執行された死刑の半分以上は、アメリカの2%の郡に端を発する事件によるものである。

この偏在性はアメリカ全体だけではなく、たとえば、死刑の都（capital of capital punishment）と呼ばれる、テキサス州でさえ同様の傾向をみることができる。1976年に死刑が復活して以来、テキサス州だけで全米の死刑執行件数の38%を占めているものの、そのテキサス州でさえ、死刑の統計を動かしているのは少数の管轄区域である。テキサス州のほとんどの郡は、1976年以来、死刑執行に至った事件を1件も引き起こしておらず、わ

↘ 般市民に提供する全米の非営利組織である。https://deathpenaltyinfo.org/

35 Richard C. Dieter, The 2% Death Penalty: How a Minority of Counties Produce Most Death Cases At Enormous Costs to All. A Report from the Death Penalty Information Center, October 2013.

ずか4つの郡（ハリス、ダラス、タラント、ベクサー）がテキサス州の死刑執行件数のほぼ半分を占めているという。これらの郡はテキサス州の中でも人口の多い地域であるが、州の人口の34%に過ぎないのに、州の死刑執行の50%近くを占めている。全米最大の死刑囚の収容施設を有するカリフォルニア州にも同様のことが言える。ロサンゼルス、リバーサイド、オレンジの3郡は州人口の39.5%を占めるに過ぎないが、州内の死刑囚の半数以上はこの3郡出身者である。

当然、アメリカにおいても、この死刑の判決と執行の偏在性は、コスト負担の問題をはらんでいる。死刑制度にかかる費用はアメリカでもすべて税金で賄われている。上記のように、ほとんどの死刑事件はごく少数の管轄区域から発生するため、このコストは死刑を多用する少数派によって、ほとんど死刑を執行しない地域に住む大多数のアメリカ国民に転嫁されている。つまり死刑判決を利用している郡は、全体のコストのごく一部を負担しているに過ぎないのである。

死刑のコストは、裁判関連コスト、上訴コスト、収監コストの3つに分類される。裁判関連のコストは、起訴した郡と州との間で分割することができる。そして、郡は通常、任命された弁護人の費用を負担する一方で、郡の主任検察官と裁判官の費用は州から支払われる。州によっては、死刑に関わる裁判が起きると財政的負担が大きいので、その裁判が起きた郡に財政的援助を行うところもある。さらに収監の費用は、州の負担となる。

多くの州が自ら死刑のコストを調査していないため、死刑のコストに関するアメリカの推定値を算出することは困難であるが、アメリカにおける死刑の費用に関する2008年の研究は、1件の死刑判決から執行までの期間中の総費用は300万ドルであると推定している³⁶。各州が新しい死刑に関

36 J. Roman et al., *The Cost of the Death Penalty in Maryland*, The Urban Institute (2008), at 2. 同様の指摘をするものとして、R. Dieter, *Smart on Crime: Reconsidering the Death Penalty in a Time of Economic Crisis* (2009), at 14.

する法の下で死刑を宣告し始めた1973年以降、2011年末までに約8,300件の死刑判決が下されており、上記のコスト用いて試算すると、これらの死刑判決によってアメリカの納税者に請求される金額は約250億ドルに達する。これは、死刑執行に至ったケースが1件もないアメリカの85%の郡にとっては、まさに「驚異的な金額」であると言われている。この費用をその間の死刑執行の数で割ると、納税者は死刑執行1回につき約2000万ドルを負担していることになる。1回の死刑執行の代わりに、州はさらに250人以上の警察官や教師の給料を、それぞれ7万5000ドルで支払うことができると指摘されている³⁷。

当然、アメリカと日本の死刑制度には、多く相違点がある。特に河合も指摘するようにアメリカでは、「死刑判決の出そうな事案に関しては、多大なコストを費やして、国選弁護人の数を増やしたり、執拗な鑑定作業を行ったりしているという、日本と異なる事情」があり、手続にかかるコストに着目がされやすい³⁸。それゆえ、アメリカにおけるコストの議論をそのまま日本の参考にすることはできない。

しかしその一方で、日本はこれまで国単位でみてきた死刑判決を、都道府県単位で分析し直すことには（アメリカにおける州と郡の関係と日本における国と都道府県の違いを踏まえたうえで）、大きな意味があるのではないだろうか。そして死刑のコストの高低にかかわらず、死刑を科す判決数の多寡に応じて、やはり費用負担の偏在の問題が生じると言わざるをえない。本稿の射程は、当初述べたように、死刑の存廃について規範的または理念的観点からその是非を論じるものではない。死刑制度の存廃が政策課題であるならば、精緻な規範的理論の展開によってその課題は解決し

37 Richard C. Dieter, The 2% Death Penalty, note29, at 15.

38 松島拡「第1特集“オトク”な刑罰はどちらなの？ 禁断の“死刑の経済学”入門【3】法社会学者の提言 日本に終身刑を導入すれば、超高コスト刑務所が誕生する!!」サイゾー(2009年6月) 149号66頁。

えないことは、これまでの先行研究から明らかである。それゆえ、今後刑罰の偏在性の要因とともに、その是非について事実学の観点からより深く検討していきたい³⁹。

4 むすびにかえて

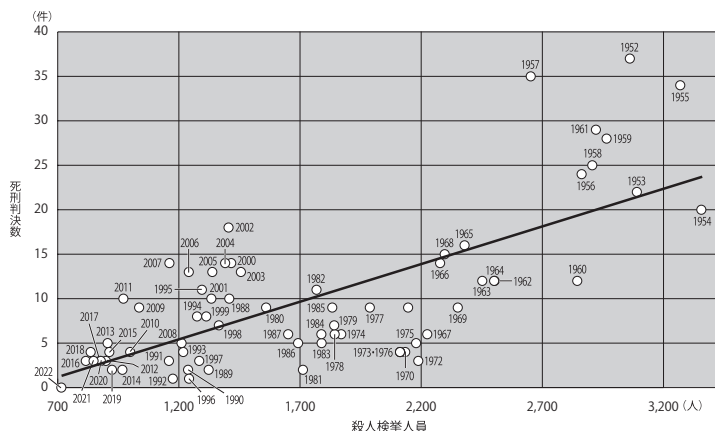
本稿の分析により、地方裁判所の判決数には偏在性があること、各地方裁判所の死刑判決数は、無期刑判決数、さらにその管轄内である都道府県内の人口、殺人検挙人員、殺人罪起訴人員、税収と強い正の相関関係にあることがわかった。またその一方で、強い正の相関関係にあるものの、死刑判決1件当たりの税収、無期刑判決数には各都道府県間でかなりの差があることを明らかにできたと思う。

しかし当然、人口が増えれば、無期刑判決数、殺人検挙人員、殺人罪起訴人員、税収も増える可能性が高い。今後これらの説明変数等を基に重回帰分析を行う必要があると考えている。さらに70年間の死刑判決数を一つの散布図化したことも反省点である。次稿以降において、経時的分析も行いたいと考えている。これまで国家単位でしか分析されることのなかった各刑罰について、いつどこ使われ、使われなくなっているのかを知ることが、我々の社会を理解するうえで大きな意味を持つのではないだろうか。

2022年、日本の地方裁判所は初めて死刑判決を下さなかった。1952年の

39 なお、コストに関する直接的な言及ではないものの、孫路・吉中信人「死刑存廃に関する一考察——唐と日本における法制史的検討——」*広島法学*43巻2号（2019年）103頁は、死刑廃止の論理には、「死刑に一定の価値を認めながらも、同様の効果を担保できる代替刑を導入することでこれを実現する形態と、死刑の価値そのものを否定することによってこれを実現する形態」という2つの形態があり、「もし死刑廃止そのものが政策課題なのであれば、国情や生活感情としては死刑維持を望む国や社会においても現実的且つ有効なのは、むしろ前者のアプローチであるかもしれない」として、コスト比較の視点も暗示している。

図13 地方裁判所死刑判決数と殺人検挙人員の相関係数（1952-2022）相関係数0.719



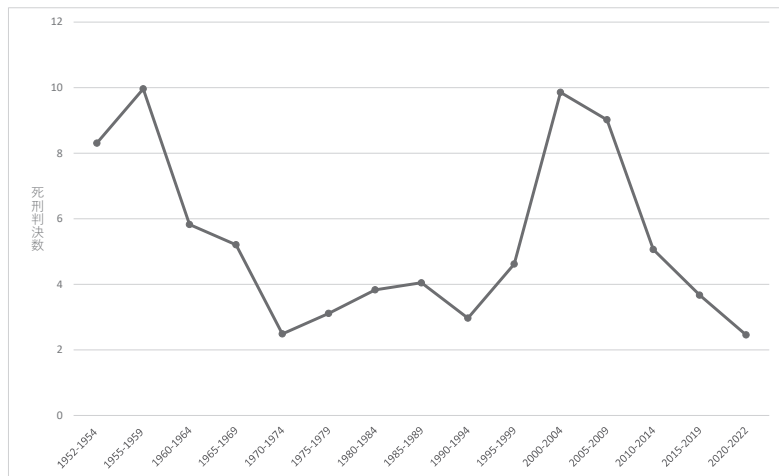
司法統計年報発刊以来、71年目にして初めてのことである。日本は死刑存置国であるが、日本の社会の隅々において死刑が利用されているわけではない。日本の法や国民の幅広い支持にもかかわらず、死刑判決数は、大都市部をはじめとする一部の都道府県が過大代表し、偏在化している。そして日本の社会は徐々に死刑を利用しない社会になっているのかもしれない。おそらく強固な死刑存置論者であっても、この社会に死刑判決の絶対数が多ければ多いほど良いと考える論者は少ないはずである。

図13は各年の全地方裁判所の死刑判決数と殺人検挙人員の相関係数を示した散布図である。相関係数（0.719）から強い正の相関関係にあることがわかる。その強い正の相関関係にある殺人の検挙人員1000人当たりの死刑判決の数の経年変化を5年ごとでみたとき（図14）、この20年において日本社会は、殺人のような被害者だけでなく社会全体の応報感情が先鋭化するような事件であっても、死刑を利用しなくなっていることがわかる。

キルヒハイマーは⁴⁰、「刑罰そのものなどというものは存在しない」、あ

40 G. ルッシュ＝O. キルヒ ハイマー『刑罰と社会構造』法務資料306号、1949ノ

図14 殺人検挙人員1000人当たりの死刑判決数（1952-2022）



るのは、「ただ刑罰の具體的制度や特定の刑事慣行とが存在するのみである」という。「刑罰も犯罪と同様に一つの社会現象」であり、「何故に或る時代・或る社会の歴史的現実において、或る種の刑罰方法が採用され、又は斥けられたのか」。そこには常に社会基盤との関連を考える必要がある。本稿のように判例の中身を検討せず、判例を検討することには限界があることを十分反省しつつも、刑罰の変遷を社会構造との関連でとらえるならば、裁判の中だけを見えていても、死刑は見えてこないのではなかろうか。

今、日本の刑事政策は、社会福祉の大きな影響を受けて、その公共性が揺らいでいる。これまで社会福祉や社会保障制度が、地方分権⁴¹やコスト

ㄨ 年）5 頁、竹内 正「刑罰の変遷と社会構造（一）：一つの概観」鳥根大学論集、社会科学 2（1956）。なお本稿の視座とは異なるが同様の指摘を行うものとして平野竜一『犯罪処遇法の諸問題〔増補版〕』（有斐閣、1982年）223頁。

41 たとえば地方自治体による生活安全条例や犯罪被害者等支援条例の制定、最近では市町村再犯防止推進計画の策定があげられる。詳しくは荻野太司、掛川直之「地方再犯防止推進計画策定の偏在性」龍谷大学矯正・保護総合セン

の問題と常に向き合ってきたことを考えれば、刑罰に関する議論に同様の課題が浮かび上がることは必然であったといえる。そして、それは社会福祉とは一見無縁に見える死刑制度も例外とはなりえない。石塚の言うように、今日の刑事法における公共性は、「かつてのような刑罰を国家が独占し、その制定・適用・執行について批判を許さない」というような状況にはない。そして、「権威的状況を市民が主体的、かつ批判的に討議することのできるフォーラム（公共性の空間）を形成する」ことが、死刑の偏在性を論じるうえでも重要になる⁴²。

キルヒハイマーの言うように、「犯罪と同様に刑罰も一つの社会現象」であるならば、刑罰を考察するうえで、「社会基盤との関連性」を視座においたアプローチがやはり有用であることは否定できない。死刑制度に限らず、日本における刑罰制度の地域性を踏まえた変遷と発展と、それらがどの程度まで、「その基礎をなす社会関係ないし社会構造に左右される」ものであるのか、これらの考察については、次の機会に譲り、小稿を閉じることとしたい。

〔献辞〕 恩師である石塚伸一教授の退職を記念する本号に拙稿を寄せる機会をいただいたことに感謝申し上げます。石塚先生が龍谷大学に着任された1998年に先生のゼミ生となった私は、今振り返ると、

ㄨ ター研究年報、第12号（2022年）4章参照のこと。

42 石塚伸一「刑事司法システムにおける規制改革・民営化と公共性の構造転換」法社会学68号（2008年）102頁。なお、これまで刑事法における「公共性」の研究は、PFI方式の刑事施設の導入に関連するものが主であった。国から民間への「公共性」の変容はもとより、地方自治体への変容について検討していく必要があるだろう。

先行研究として、さしあたり赤池一将「刑事法からみた刑事施設の公共性と民間化」法の科学38号（2007年）、萩原聡央「行政法からみた刑事施設の公共性と民間化」法の科学38号（2007年）、岡田悦典「ジェフ・ジンデン 民営刑務所の問題点：アメリカの経験から（アンドリュース・コイル他編『刑事施設民営化と人権』の紹介（1））」山梨学院ロー・ジャーナル1号（2005年）参照のこと。

非常にできの悪い指導のしにくい学生だったように思います。そのような私にいつもいろいろな機会を提供していただき、世界を広げてくれた石塚先生に心からの感謝を捧げます。

[謝辞] 本研究の統計分析については、福山平成大学経営学部の福井正康教授よりご指導ご助言いただきました。ここに感謝の意を表します。